様式第３号（第４条関係）

舞教学第７７４号
令和８年９月18日

市民オンブズマンまいづる
　森本　隆　様
　古田　徹　様

舞鶴市教育委員会
教育長　廣瀬　直樹

行政文書部分開示決定通知書

令和８年７月２３日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第９条第１項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	・学校いじめ防止対策委員会報告書（小学校） ・いじめ事象に係わる報告について（小学校） ・いじめ事象に係わる報告について（中学校） ・いじめ重大事態の発生に関する報告について【第1報について】 ・学校いじめ防止対策委員会報告書（小学校）	
開示の日時及び場所	日時	令和８年９月１８日　（午前・午後）
	場所	舞鶴市役所
開示の方法	来庁による写しの交付	
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	【開示しない部分】 ・学校いじめ防止対策委員会報告書（小学校） 年月日、学校名、教員の氏名と学年、児童に係る記述 ・いじめ事象に係わる報告について（小学校） 年月日、学校名、教育委員会及び教員の氏名、児童に係る記述 ・いじめ事象に係わる報告について（中学校） 年月日、学校名、教育委員会及び教員の氏名、生徒に係る記述 ・いじめ重大事態の発生に関する報告について【第1報について】 年月日、「児童生徒に関する情報（現在）」の学校名、学年、性別、年齢、「学校の概要」の住所、連絡先、校長名、児童生徒数、学級数、教職員数、「いじめ重大事態の概要・経緯など」及び「学校や学校の設置者等における重大事態の対応について」の年月日、児童生徒に係る記述 ・学校いじめ防止対策委員会報告書（小学校） 年月日、学校名、教員の氏名と学年、児童に係る記述内容 【根拠規定及び理由】 年月日、学校名、教員の氏名、児童及び生徒の学年、児童及び生徒に係る記述、学校の住所、連絡先、校長名、児童生徒数、学級数、教職員数　は、舞鶴市情報公開条例第５条第１号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	

舞鶴市情報公開条例第１０条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年　　月　　日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
担当部課等	教育振興部　学校教育課 電話番号　0773-66-1072　（内線　2431　）
備考	
注意 １　指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 ２　開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	

（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第６号（第４条関係）

舞教学第７７４号
令和８年９月18日

市民オンブズマンまいづる
森本　隆　様
古田　徹　様

舞鶴市教育委員会
教育長　廣瀬　直樹

行政文書不存在決定通知書

令和８年７月２３日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第９条第２項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	1　いじめの重大事態として認定した事案の一覧 2　いじめの重大事態に関する調査を行った事案の一覧
不存在の理由	開示請求のあった「1　いじめの重大事態として認定した事案の一覧」と「2　いじめの重大事態に関する調査を行った事案の一覧」は、事務処理において文書を作成する必要がなく、公文書として管理していないため。
担当部課等	教育振興部学校教育課 電話番号　0773-66-1072（内線：2420）
備考	

（教示）

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

事案整理番号：[redacted]

様式１

いじめ重大事態の発生に関する報告について

【第１報について（令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日）】

□国立　☑公立　□私立　□株立

※該当するものにチェック

都道府県教育委員会等名　京都府教育委員会

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

(2) 児童生徒に関する情報（現在）

学校名	舞鶴市立[redacted]中学校				
学年	[redacted]年	性別	[redacted]	年齢	[redacted]歳

(3) 学校の概要

住所・連絡先	（住所）舞鶴市[redacted]番地 （電話）[redacted]		
校長名	[redacted]	児童生徒数	[redacted]
学級数	[redacted]	教職員数	[redacted]

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

□１号事案　□２号事案　☑１号事案かつ２号事案　※該当するものにチェック

・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日、[redacted]月[redacted]日に実施した[redacted]
令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]年次[redacted]

・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に[redacted]
[redacted]月[redacted]日、[redacted]
[redacted]月[redacted]日いじめ対策会議を開催した。[redacted]月[redacted]日、[redacted]

・[redacted]月[redacted]日、[redacted]

・[redacted]月[redacted]日に、[redacted]

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

（当該生徒）

・[redacted]

（関係する生徒）

・[redacted]

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

（学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。）

・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]学校が教育委員会に報告。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日にいじめ対策委員会を開催し、重大事態の可能性が高いとして、生徒・保護者への対応について検討。[redacted]教育委員会が学校と共有。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日学校が教育委員会に[redacted]相談。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日学校が教育委員会に[redacted]相談。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校から教育委員会に[redacted]の提示。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に[redacted]
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校と教育委員会で対応相談・協議。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校と教育委員会担当者で[redacted]情報連携。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校と教育委員会で対応相談・協議。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に教育委員会が「舞鶴市いじめからこどもを守る会議」に相談。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に[redacted]
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に教育委員会が「舞鶴市いじめからこどもを守る会議」の会長に今後の対応方針について相談。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校と教育委員会で対応相談・協議。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に[redacted]
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に教育委員会が市長に状況報告。
・令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に学校と教育委員会で対応相談・協議。
・今後、教育委員会で[redacted]調査委員会設置に向けて調整予定。
・本人の学力保障について、教育委員会が保護者と協議していく予定。

(7) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	（電話）
名前			

いじめ事象に係る報告について

令和[redacted]年[redacted]月

舞鶴市立[redacted]小学校いじめ対策委員会

はじめに

本事象は、[redacted]事象である。

本校としては本事象について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の二の「重大事態」に該当することから、事実関係を整理し学校の対応を振り返るため教育委員会も加わったいじめ対策委員会による検証を行った。

本報告書にまとめられた内容は、今後のいじめ防止の取組につなげていくものとする。

○　いじめ防止対策委員会

[redacted]小学校　校　長
教　頭
教　諭
教　諭
教　諭
養護教諭
[redacted]小スクールカウンセラー
舞鶴市教育委員会

○　開催経過

第１回会議　令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日　事案の経緯、意見
第２回会議　令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日　事案に係るまとめ

Ⅰ　事象について

1　事態の種類

いじめによる相当期間の欠席

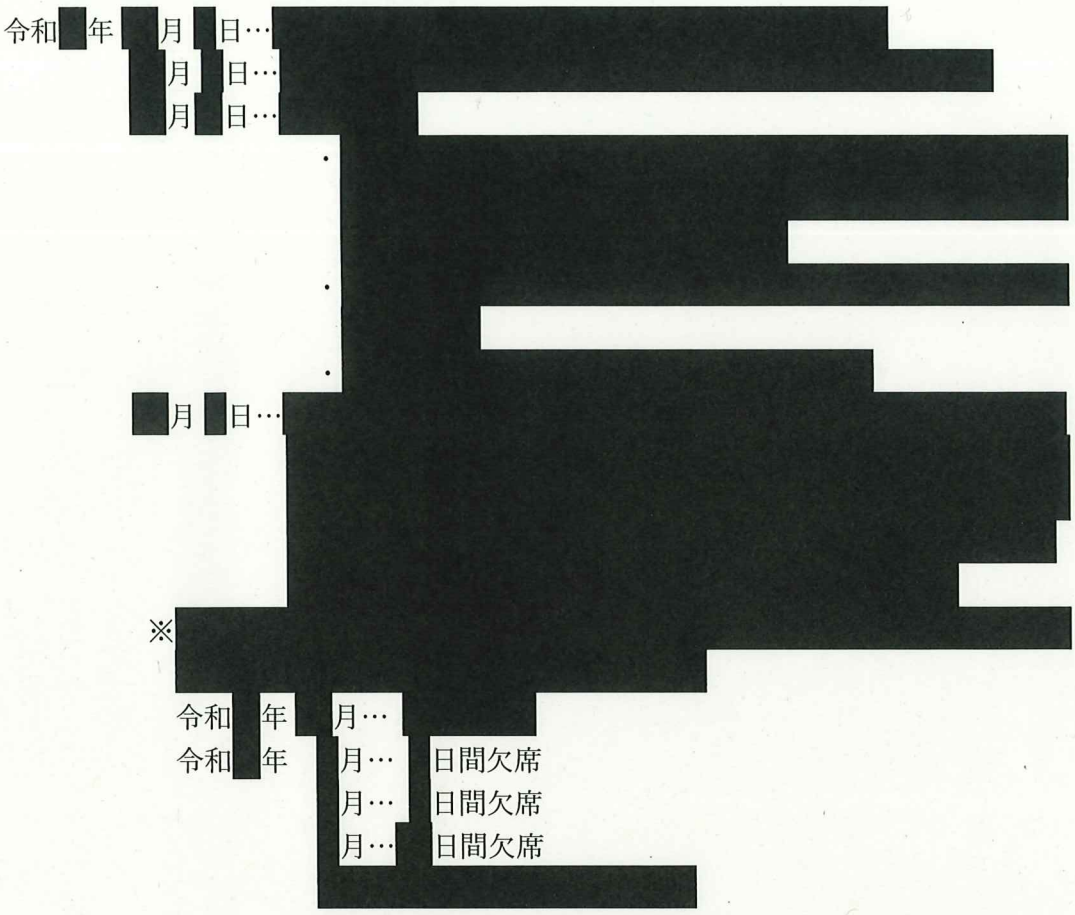
2　該当児童

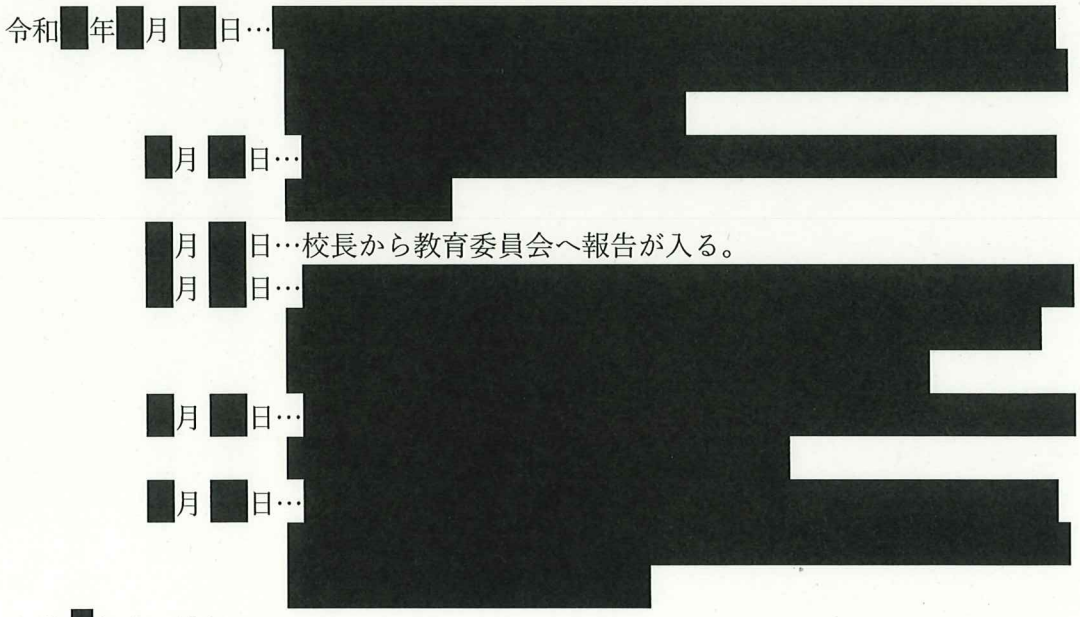
舞鶴市立[redacted]小学校[redacted]年[redacted]児童（令和[redacted]年度）

3　相当期間の欠席に至るまでの経緯

令和[redacted]年[redacted]学期…[redacted]

[redacted]学期…[redacted]


令和 年 月 日…
月 日…
月 日…
月 日…
※
令和 年 月…
令和 年 月… 日間欠席
月… 日間欠席
月… 日間欠席


令和 年 月 日…
月 日…
月 日…校長から教育委員会へ報告が入る。
月 日…
月 日…
月 日…


小学 年生に進級
※
月 日…

[redacted]

II　いじめと相当期間の欠席についての考察

[redacted]

III　今後の対応について

1　いじめ事象が起こった時の対応

・　いじめの発見・通報、疑いや訴えがあった場合には、直ちに校長へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」を速やかに開き、いじめ事象について対処方針を決定する。その結果について校長は教育委員会へ報告をする。

・　「いじめ対策委員会」は、教職員、児童、保護者等からいじめに関する情報を収集し、事実と憶測や推測を区別して記録し、教育委員会に報告する。

・　校長のリーダーシップのもと、集約した情報をもとに方針を決定し、役割を分担し全教職員で事象の解決へ向けた対応を行う。

・　いじめ事象の対応においては、時期を逸することなく関係児童から聴取し、関わった児童に対して複数の教員で正確に聞き取りを行い、可能な限り事実確認に努める。指導においては、いじめられた児童に寄り添うとともに、加害側児童には教育

的配慮の下、「いじめは人格や生命をおびやかす行為」であることを認識させながら指導・支援する。

・　保護者との対応については、組織的に指導・支援の方針を立て、家庭訪問等で複数の教職員により事実関係を迅速かつ正確に伝える。また、学校と保護者とで共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢で継続的に対応する。

2　いじめ事象未然防止に向けた取組

・　校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を開催し、学校として事象に関わる対応を振り返り、再発防止・早期発見・早期解決に向けて今後どう生かすのかをまとめ、全教職員で研修を行う。

・　学校の「いじめ防止基本方針」を全ての教職員が熟読し、内容を理解した上で「いじめはどの児童にも、どの学校・学級にも発生し得ること」と捉えガイドライン等に基づいて速やかに対処し、いじめ防止に向けた取組を進める。

・　教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実などにより、児童の社会性を育むとともに、幅広い体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う教育を実践する。

・　児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考えいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

・　担任は児童の変化を見逃さず、些細な兆候であっても事実確認を怠らず、早い段階から複数の教職員で積極的にいじめとして認知し、対応する。

Ⅳ　まとめ

本事象は[redacted]

今後、児童・保護者からいじめの相談があった場合や、いじめが疑われる事象が起きた場合、担任一人で問題を抱え込み、一人の判断で事態を捉えたり対応したりすることなく、「いじめ対策委員会」を速やかに開き、いじめ事象について対処方針を決定し、校長はその結果を遅滞なく教育委員会へ報告することが重要である。

いじめ事象に係わる報告について

令和[redacted]年[redacted]月

舞鶴市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会

はじめに

本事象は、[redacted]というものである。

学校の対応として、この事象を把握した令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日以降、加害生徒やそれに関わる生徒に指導を行い、彼らの保護者にも報告し、一定解決したものと認識していた。

しかし、該当生徒の保護者への報告や舞鶴市教育委員会への報告を怠り、適切な対応、連携ができなかったため、本事象が解決されていないことが令和[redacted]年[redacted]月に発覚した。このことから該当生徒は本事象を苦に、欠席が相当期間に及んだ事象である。

本校としては本事象を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の二の「重大事態」に該当することから、事実関係を整理し学校の対応を振り返り、今後このような事態を二度と起こさないために、また、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、舞鶴市教育委員会やスクールカウンセラーの指導助言も仰ぎながら、[redacted]中学校いじめ防止対策委員会（第三者委員会）による検証を行った。

本報告書にまとめられた内容は、今後のいじめ防止の取組につなげていくものとする。

○　いじめ防止対策委員会

舞鶴市教育委員会	学校教育課長	[redacted]
	指導主事	[redacted]
	指導主事	[redacted]
スクールカウンセラー		[redacted]
舞鶴市立[redacted]中学校	校長	[redacted]
	教頭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]
	教諭	[redacted]

○　開催経過

第１回会議　令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（火）　事案の経緯、意見

第２回会議　令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（火）　事案に係わるまとめ

Ⅰ　事象について

１　事態の種類

いじめによる相当期間の欠席

２　該当生徒

舞鶴市立[redacted]中学校[redacted]年[redacted]生徒

３　事象について

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（日）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（月）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]～[redacted]月ごろ＞

[redacted]

＜令和■年■月■■日（水）＞

[redacted]

＜令和■年■月■■日（木）＞

[redacted]

＜令和■年■月■■日（金）＞

運営委員会のメンバーで、今回の事象について共有する。

[redacted]

＜令和■年■月■■日（火）[redacted]

[redacted]

＜令和■年■月■■日（水）＞

職員会議で本事象について詳しく教職員間の共有を図る。

＜令和■年■月■■日（月）＞

[redacted]

<令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日>

[redacted]

<令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日>

[redacted]

<令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日>

17時10分[redacted]

[redacted]

19時ごろ　教頭より市教委[redacted]指導主事に本事象について連絡をする。

21時ごろ　[redacted]指導主事より生徒指導主任（[redacted]）に連絡が入る。

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日＞

[redacted]

該当生徒の保護者の思い

・[redacted]

・[redacted]

8時30分

校長（[redacted]）が市教委来庁にて経緯の説明をする。[redacted]理事、[redacted]指導主事が対応。

19時ごろ

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（水）＞

9時30分　校長より、[redacted]について[redacted]理事に電話連絡を行う。

12時30頃　校長より、[redacted]について[redacted]指導主事に電話連絡を行う。

19時

[redacted]

（話の内容）

○加害生徒の思い

[redacted]

○加害生徒母の思い

[redacted]

[redacted]

○該当生徒の思い

[redacted]

○該当生徒保護者の思い

[redacted]

[redacted]

[redacted]

○該当生徒保護者

[redacted]

○学校

「今後学校として、関連する生徒に指導をしていきたいと考えているが、該当生徒本人や保護者の思いを大切にしながら進めたいと考えている。近日中に学校より指導方針を提示するので、今後学校と保護者が連携しながら指導を進める。[redacted]

（令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（水）　舞鶴市教育委員会の対応）

15時頃 [redacted]

「保護者の訴え」

- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（月）＞

17時30分　該当生徒両親にこれからの学校の指導方針を伝える。

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（火）＞

16時00分 [redacted]

17時30分 [redacted]

校長は、該当生徒保護者へ市教委からの指導内容（6点）を校長室で伝える。

加害生徒の家庭訪問をする。

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（水）＞

[redacted]

[redacted]

加害生徒の家庭訪問をする。[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（木）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（金）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（月）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（木）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（水）＞

[redacted]

＜令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（木）＞

[redacted]

Ⅱ　考察

・事象を把握した時点では、「悪質ないたずら」としての認識であり、「いじめ」としての認識を持っていなかった。事象発生時は、その背景を適切に見て、いじめと認識して共有する必要があった。重大な事案であったにもかかわらず、その認識が学校として低かった。

・本事象が発生してから現在まで、該当生徒の登校しにくい状況が続き、相当期間の欠席数となっているが、加害生徒たちへの指導だけでなくそれ以上に該当生徒への心のケアを大切にする必要があり、学校生活に対する不安を払拭すべきであった。また、該当生徒の[redacted]という思いを、学校として重く受け止めなければならない。

・いじめ、問題事象の確認内容や指導結果を加害生徒、該当生徒及び保護者に連絡すべきところ、該当生徒の保護者に報告できなかった。これには本事象を「重大ないじめ」として捉えることができておらず、「悪質ないたずら」程度の捉えであったことが大きな原因であると考える。また、事象の聞き取りや該当生徒の心のケアなども複数教員で実施し、学年・学校体制で連絡、相談、そして確認まで行う必要があった。

・[redacted]

・教職員が[redacted]月に該当生徒の友人から一報を受けたとき、いじめを疑い速やかに校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」を開いて情報の共有をしなければならなかった。事象対応については該当学年が行っていたものの、校内のいじめ防止対策委員会がセンターになれていなかったのは、学校としていじめの認識が低かったためである。さらに、本事象について学校内での共有はされていたものの、保護者や教育委員会への報告がなかった。管理職が指導経過の確認と管理ができていなかった。

・[redacted]学校として「本事象が大いに関係しているのではないか」と考え、放課後登校や家庭訪問などを用いて、積極的な事象の解決に向かう動きを作る必要があった。学校としての見立ては、安易な予測で行うのではなく、該当生徒本人や保護者との連携の中で、正しい見立てをしていくべきであった。

Ⅲ　今後の対応について

1　該当生徒への対応について

・今後該当生徒が希望を持って人生を歩んでいく場を確保できるよう、さらには、該当生徒のこれからの「生きる力」の育成につながるよう、全教職員で援助していく。

・該当生徒の[redacted]学力の補償を学校として行う。具体的には、[redacted]による学習指導を実施し、学力の向上への取組を通して該当生徒との信頼回復に全力で取り組んでいく。

・登校については、本人・保護者の心情に寄り添い進める。また、[redacted]などの学校行事については、別室を準備するなどの配慮も行う。

・該当生徒の心のケアを行うため、本人・保護者と相談しながら、スクールカウンセラーなどの専門家とも連携をする。夜間登校での該当生徒との関わりについては、該当生徒が抱える苦しみに寄り添う心構えで対応する。

2　学校体制について

・学校では様々な事象があるが、教職員によってその事象のとらえ方も様々である。まずは、教職員一人一人の人権意識を高め、学校として共通認識することが大切である。いじめに関する事象を認知した場合は、すぐに校内いじめ防止対策委員会を立ち上げ、教職員間で情報共有し、学校全体で指導を進めていく。

・事象について、保護者に必ず報告し、連携しながら指導を進めていく。特に、いじめに関する問題については、生徒の生命に関わる可能性もあるため、校内での連携を徹底し、指導においては複数教員で行うことや学年体制、学校体制の中で指導経過を確認しながら事象の解消まで進めていく必要がある。

・いじめの発見・通報、疑いや訴えがあった場合には、教職員は直ちに主任を通じ校長へ報告するとともに、初動として校内いじめ防止対策委員会を開き、情報の共有や指導の方針、体制の決定などを組織的に行う。また、その結果について校長は教育委員会へ報告する。

・いじめ防止対策推進法第28条第1項1号及び第2号に関わる事象は、全教職員でその内容を速やかに共有し、早急に対応する。そして、学校としての方針、該当生徒の状況等を共有し、学校全体で事象の解消に全力で取り組むとともに、同種の事態の発生防止

に努める。

・校内で共有した事象について、心のケアが必要な場合は特にスクールカウンセラーとの連携を図る。

・学校の「いじめ防止基本方針」に基づいて速やかに対処するとともに、全ての教職員が内容を理解し、いじめ防止に向けた取組を行う。

3　いじめ事象未然防止・解消に向けた取組

・様々な事象について、いじめの疑いがあるときは、速やかに校内いじめ防止対策委員会で協議し、学校としての方針を立てて実行できる体制を再確認する。また、校内いじめ防止対策委員会の内容は速やかに教職員間で共有する。その際、スクールカウンセラーや、場合によっては関係機関との連携も進めていく。

・いじめから生徒を救うためには、全教職員が「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために、研修などを通して、人権感覚を磨く取組を進める。

・事象について適切に、速やかに対応するためには、日常の教職員間の連携を強め、情報共有を図っていく。教職員が互いに相談しやすく、連携を図りやすい職場の雰囲気を作っていく。

・いじめについては、その事象に対して、まずは該当生徒の心情を考え、心に寄り添いながら対応し、保護者との連携を図る。その上で加害生徒の指導を丁寧に進めていく。

・教育活動全体を通じて、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や[redacted]、道徳教育の充実などにより、他人の気持ちに共感できる心を育てる教育を実践する。あわせて、警察と連携を深め、非行防止教室を行う。

Ⅳ　まとめ

本事象に関わり、[redacted]中学校いじめ防止対策委員会（第三者委員会）で検証を行い、改めて学校体制や組織について校内で考える場となった。令和[redacted]年[redacted]月に全教職員でいじめに関する研修を行い、京都府教育委員会発行の「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」の内容を再確認した上で、本事象の検証を行い、議論を行った。

まずは、学校としていじめに対する認識を深め、全教職員の人権意識を高めることが必要である。事象を学校が把握した場合に、事象の背景にいじめの可能性があるという視点で丁寧に対応する。

また、いじめ事象への対応については、全教職員で組織的に行う。教職員間で情報を共有し、校内いじめ防止対策委員会を機能させ、学校全体で指導を進めていく。学校として正しいいじめの見立てを行い、適切に初動対応ができるようにする。いじめについては、保護者へ事象報告をして対応するとともに、舞鶴市教育委員会へもれなく報告する。

さらに、指導に当たっては、被害生徒や保護者の心に寄り添いながら、関係生徒への指導を進めていく。

本事象は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の二の「重大事態」に該当するものであった。本事象の該当生徒に対しては、引き続きいじめの解消に向けて取組を進め、該当生徒が安心して生活を送ることができるよう支援を続けていく。そして、学校の対応に関して今後二度とこのような事態を起こさず、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、全教職員で教育に取り組んでいく。

令和[redacted]年　[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・[redacted]・第５学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted] （[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第６学年担任） [redacted] （特別支援教育支援員）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）…この後、様々なことが起こったため、その都度教職員で共有を図っている。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

		[redacted]年[redacted] [redacted]月[redacted]日 [redacted]

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・[redacted]・第５学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted] （[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第６学年担任）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日） [redacted]年[redacted] [redacted]年生の様子については、学校全体で見ていくことを再確認した。 その他のいじめ事象に関わる事案は確認されていない。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・[redacted]・第５学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted] （[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第６学年担任）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted]（[redacted]月[redacted]日） [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]（生徒指導主任[redacted]） 全校児童を学校全体で見ていくことを再確認した。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会　　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日 [redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・[redacted]・第５学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted] （[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第６学年担任）	いじめ防止対策委員会 [redacted]年[redacted] （　請求に係る内容以外の情報が記載　） 全校児童を学校全体で見ていくことを再確認した。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・[redacted]・第５学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted] （[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第６学年担任）	いじめ防止対策委員会 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted] 全校児童を学校全体で見ていくことを再確認した。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]　【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日 [redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・教務・[redacted]年担任・[redacted]年担任） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

[redacted]月[redacted]日		（　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年　と　のトラブル 月　日（金） [redacted] その後、校長と担任が家庭訪問をし、 [redacted]今後も配慮しながら様子を見守っていく。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted]（[redacted]・[redacted]・第６学年担任） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（[redacted]・第５学年担任）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員） いじめ調査の所見には事実を書くだけではなく、どういった指導をしたかを書くことや家庭連絡の有無についても書くように話をした。
[redacted]月[redacted]日		いじめ防止対策委員会　[redacted]月[redacted]日（木）校長・教頭・[redacted]担任 [redacted]年[redacted]と[redacted]のトラブル [redacted]月[redacted]日（火）以降、[redacted] ・[redacted] ・[redacted] [redacted]様子を見ながら支援していく。
[redacted]月[redacted]日		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	（　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted] [redacted]保護者との連携を密にするとともに、今後も見守っていきたい。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	（　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted] いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]年担任・養護） [redacted]年[redacted]と[redacted] さらに関係性に注視して見守っていきたい。

【 備 考 】　◎　内容欄は、　①　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況
②　具体的な年間計画の実行・検証の状況
③　いじめ事象の概要と対処
④　今後の対応
⑤　その他
について記入する。

◎　毎月５日までに問題事象報告と同様に保存し、内容によっては教職員に周知する。

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	（　請求に係る内容以外の情報が記載　） いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・[redacted]教諭・[redacted]教諭） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted] [redacted] [redacted]人間関係に気を付けながら見守っていきたい。

		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年　[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員） 学級での子どもたちの様子等をもとにした交流 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

		年 [redacted] 引き続き、人間関係に気を付けながら見守っていきたい。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員） 学級での子どもたちの様子等をもとにした交流 （　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

		いじめ防止対策委員会（　月　日）（校長・教頭・　担任・養護・特支 Co・　） [redacted] 引き続き、人間関係に気を付けながら見守っていきたい。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年 [redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	（　請求に係る内容以外の情報が記載　） いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・[redacted]担任・養護・特支 Co・[redacted]・SC） いじめ調査を受け、[redacted]に関わる事象について重大事態を視野に入れ協議した。 いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・[redacted]担任） [redacted]年[redacted] いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員）＋栄養＋事務 調査報告書をもとに、再発防止案について検討した。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted]

		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）
		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日 [redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	定例いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日・[redacted]日）（左記教職員）＋栄養＋事務 学級での子どもたちの様子等をもとにした交流 いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（校長・教頭・養護・特支 Co・[redacted]～[redacted]年担任・SSW・いじめ相談室） [redacted]に関わる事象について重大事態を視野に入れて協議していたが、[redacted]学期になってからの状況から、重大事態としては認定しない。しかし、重大事態なみにていねいに扱っていくことで確認した。 いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日） （校長・教頭・養護・特支 Co・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・SC） [redacted]年[redacted]に関わる事象と 請求に係る内容以外の情報が記載 事象について交流。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted] [redacted]年[redacted]

		（　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年　[redacted]月分

学校いじめ防止対策委員会報告書

[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第１学年担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	定例いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員）＋栄養＋事務 学級での子どもたちの様子等をもとにした交流 いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日） （校長・養護・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・SSW） [redacted]年[redacted]に関わる事象と（　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted]発表をがんばる姿が見られた。

		[redacted]年 [redacted] 発表をがんばったりする姿が見られた。 学級での様子も見守っていきたい。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　）

令和[redacted]年　[redacted]月分　　学校いじめ防止対策委員会報告書　　[redacted]【舞鶴市立[redacted]小学校】

月　日	参加者名（分掌）	内　　容
[redacted]月[redacted]日	[redacted]（校長） [redacted]（教頭） [redacted] （[redacted]・第６学年担任） [redacted]（教育相談・養護） [redacted] （特別支援コーディネーター・[redacted]担任） [redacted]（第２学年担任） [redacted]（第３学年担任） [redacted]（第４学年担任） [redacted]（第５学年担任・[redacted]）	定例いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日）（左記教職員）＋栄養＋事務 学級での子どもたちの様子等をもとにした交流 いじめ防止対策委員会（[redacted]月[redacted]日） （校長・養護・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・[redacted]（[redacted]担）・SSW） （　請求に係る内容以外の情報が記載　） [redacted]年[redacted]

		[redacted]年[redacted] [redacted]引き続き、学級での様子を見守っていきたい。 （　請求に係る内容以外の情報が記載　）